

公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団
講師謝礼金・交通費及び原稿執筆等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団(以下「本財団」という。)が依頼する講師謝礼金、交通費及び原稿執筆等の支給について必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本財団の活動を行った者。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は次のとおりとする。

- (1) 機関誌執筆の対価
- (2) 教本等の原稿執筆の対価
- (3) 講演及び司会等の実施の対価
- (4) 財団が行う出版啓発事業における業務等に対する対価
- (5) その他

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、3万円(源泉徴収税額控除後の額)を超えない範囲で支払うことができる。ただし、法人への寄附として返還された場合は、支払わなかったものとして扱うこととする。

- 2 事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、本財団理事会にはかり、決定するものとする。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第5条 謝金の支払いに際して、本財団は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(講師の旅費)

第6条 講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

- 2 講師の宿泊費については、代表理事が必要と判断した場合に、実費を支給することができる。
- 3 講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、代表理事の承認を得て、タクシー利用料金の実費を加算するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和2年3月8日から施行する。